

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2011. 5. 25 VOL. 8-1

本号の内容

- ★ 「第2次一括法案」が国会に提出されました！
(政策企画課)
- ★ そもそも政策法務って・・・
- ★ 住民訴訟とは？
～はみ出し自販機訴訟事件判決を通して～

千葉県 総務部 政策法務課

政策法務室 中庁舎6F

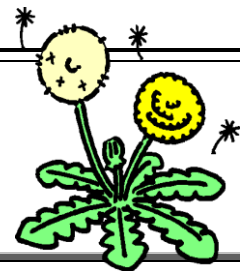
電話 043-223-2157

FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

「第2次一括法案」が国会に提出されました！

～ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革 第2弾 ～



地域の自主性及び自立性を高めるための「第2次一括法案」が国会に提出されました。この法案の概要と当面の対応について説明します。

政府は、「第2次一括法案」(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案)を平成23年4月5日に国会に提出しました。

同法案は、義務付け(法令により自治体に一定種類の活動を義務付けること)・枠付け(法令により自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うこと)の見直しと、基礎自治体への権限移譲を行うため、188法律を一括して改正するものです。

1 義務付け・枠付けの見直し

A 施設・公物設置管理の 基準の見直し

自治体の施設・公物の設置や運営の基準を義務付けている法令の規定を、廃止したり条例へ委任したりするものです。

この見直しは、より地域の実情に適切に対応できるようにするため、(法律や政省令ではなく)条例で基準を設定することとするものです。

(例) 公立高等学校の収容定員の基準の廃止、都市公園の配置・規模等の基準を自治体の条例へ委任

👉 「第1次一括法案」が成立しました！～

地域の自主性及び自立性を高めるための改革第1弾として、平成22年3月29日に国会に提出されていた「第1次一括法案」が、平成23年4月28日に成立、5月2日に公布されました。

平成24年4月1日が施行期日(一部の法律で経過措置あり)となっていますが、関係各課においては、準備は進んでいるでしょうか。

この関係では、すでに平成22年2月・5月に庁内説明会・相談会(政策企画課と政策法務課との共催)を実施しています。作業工程については、政策法務ニュースレターVOL.6-3を参照してください。



ホームページのバックナンバーを見るにはこちらをクリック

<http://www.pref.chiba.lg.jp/seihou/gyoukaku/newletter/index.html>

B 協議、同意、 許可・認可・承認の見直し

自治体が事務（判断）を行う際に、国の同意などを要件としている規定を、廃止したり弱い関与（届出等）へ変更したりするものです。

この見直しは、より地域の実情に応じた（政策）判断ができるようにするため、自治体が事務を行う際の国等の関与を弱めるものです。

（例）計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止、地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し

C 計画等の策定及び その手続の見直し

自治体が計画を策定することやその手続・内容を義務付けている規定を、奨励規定としたり、単なる例示としたりするものです。

（例）都道府県医療費適正化計画の内容の例示化、山村振興計画の策定義務の廃止

2 基礎自治体への権限移譲

住民に最も身近な行政主体である市町村に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため権限移譲を行うものです。

以下の例示のとおり、市町村に一律に移譲されるのではなく、規模に応じて移譲される権限が異なります。

- ・ 未熟児の訪問指導（市町村へ）
- ・ 家庭用品販売業者への立入検査（市へ）
- ・ 理・美容所の衛生措置基準の設定（保健所設置市へ）



3 当面の準備

法案がそのまま可決された場合、自治体の条例や体制整備が必要なものは、原則として平成24年4月1日が施行日となっています（一部の法律で経過措置があります）。

条例の適切な立案をするため、あるいは市町村へスムーズに権限移譲をするため、例えば、次のような準備を当面は進めておくことが必要ではないでしょうか。

A 条例の立案関係

○基準の根拠となるデータの収集

- ・ 適用実績
- ・ 現場のニーズ（事故例・苦情例・要望例など問題がなかったのであればその事実）
- ・ これまでの基準の策定根拠など

○これまでの基準の法的位置付け（審査基準、行政指導指針）の確認

B 基礎自治体への権限移譲

○審査基準、行政指導指針、マニュアルなどの整理

○引き継ぐ簿冊の整理

○移譲権限の概要の作成

○市町村への研修計画の検討

なお、平成23年3月に庁内説明会を実施しています。

～ 参考 ～

第2次一括法案については、内閣府のホームページで見ることができます。

<http://www.cao.go.jp/houan/177/index.html>

そもそも 政策法務って…



「はぁ？何それセーサクホームって？」

これが「政策法務」というワードに対する世間一般の方々の反応だと思えます。県庁内では定着してきた(?)名称も外に出れば「意味わかんない！」ものですが、今一度、基本的な意味合いを考えてみましょう。

そもそも地方自治体に「政策法務」という名称を使用した行政組織が設置されたのは、平成9年の東村山市の「政策法務課」が最初ようです。

ちなみに平成23年4月現在、都道府県で「政策法務課」を設置しているのは(HPで確認した限りでは)、神奈川県、千葉県、京都府、鳥取県の4府県です。

1 政策法務とは

政策法務とは、法(法律や条例など)を課題解決・政策実現の手段ととらえ、そのためにどのような立法・運用・訟務が求められるかを検討・評価し、実行することです。

政策法務、特にその中心的な手法である自主立法(地域の実情に合った独自の条例の制定)や自主解釈(地域の実情に合った法令の独自解釈)を活用することで、課題を解決し、政策を実現する可能性が広がります。

2 政策法務の基本的な姿勢

これからの自治体には、法令実施にあたって既存の法令との整合性を重視する従来型法務(守りの法務)だけでなく、政策立案に際して、法的に課題を解決する視点を提供する法務(攻めの法務)が必要です。

そこで政策法務は、以下のような視点で課題を検討していきます。

① 課題解決型思考

既存の制度や先例に固執せず、自立的に考えます。現場の視点にたつて、どのようにしたら課題が解決できるのかという、課題解決型思考で事案を検討します。

② 法令や国の解釈を「錦の御旗」にしない

全国一律の視点でつくられた法令や国の解釈を所与のものとして、地域の実情に合っているかを検討し、自主解釈をし、ときには自主条例を検討します。

③ 争訟を意識する

争訟まで想定したリスク計算をします。過度の争訟回避ではなく、課題の解決のために必要であれば回避しないという姿勢をもちつつ、解決のためにどこまで踏み込むか(リスクを負うか)を法的側面から検討を行います。

3 政策法務力を高めるための研修

そうはいつでも「日々業務をこなすのが精一杯で、自分で勉強して政策法務力をつけるなんてムリ!」という方が多いと思います。そこで政策法務課では、職員の皆さんが希望して受講する「パワーアップ研修」で、様々なニーズに応えるため、今年度も3種類のカリキュラムを用意しております。

① 「政策法務(超入門)」(8月1日実施予定)

政策法務の重要性を理解し、法令の読み方や条例のつくり方の概要を学びます。条文になじみ、法を身近なものに感じることを目指します。

② 「政策法務(解釈・運用)」～法令の味わい方～(9月15日実施予定)

政策法務の重要性を理解し、法令の読み方や使い方の基本を学びます。県民の視点をふまえ、法令を読み、適切に使えるようになることを目指します。

③ 「政策法務(チャート化で学ぶ立法)～条例づくりのレシピ～(11月10、17日実施予定)

政策法務の重要性を理解し、条例のつくり方の基本を学びます。条例の基本設計ができるようになることを目指します。



住民訴訟

住民訴訟とは、地方公共団体の職員による財務会計上の違法な行為や怠る事実^{※1}の予防又は是正を裁判所に請求するものです。

- 住民の手により地方財務行政の適正な運営と住民全体の利益を確保するために創設された訴訟（地方自治法242条の2参照）
- 地方自治への住民の関心の高まりとともに、広く利用されている訴訟

住民訴訟の形態は、次の4類型に分けられています。

- ① 差止請求（1号請求）
- ② 行政処分取消し又は無効確認請求（2号請求）
- ③ 怠る事実の違法確認請求（3号請求）
- ④ 地方公共団体の損害等の原因者に対して損害賠償等の請求をするように、地方公共団体の長等に求める請求（4号請求）

地方自治法
242条の2第1項

ここでは、自治体の債権管理について争われた「**はみ出し自販機住民訴訟事件判決**（最判平成16.4.23）^{※2}」を紹介します。

<事案の概要>

たばこや清涼飲料水等の商品製造業者が自販機を都道にはみ出して設置し、これによって都は都道の占用料相当額の損害を被ったとして、東京都の住民が、都に代位して、商品製造業者に対し、その損害賠償・不当利得返還を請求した訴訟^{※3}です。

<判決のポイント>

- ① 道路管理者は、道路を不法占拠した者に対し、占用料相当額の損害賠償・不当利得返還請求権（債権）を取得する。
- ② 地方公共団体が有する債権が客観的に存在する場合、債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。
- ③ 都の損害賠償・不当利得返還請求権の不行使は、1台ごとの自販機の占用料相当額が少額であったこと、商品製造業者が都に協力して自販機の撤去という抜本的解決に取り組んでいたこと等の本件の事実関係の下では、違法ではない。

実務での注意点

このケースでは、様々な事実関係の下で、都の損害賠償・不当利得返還請求権の不行使は違法ではないと判示されました。しかし、判決のポイントで指摘したとおり、既に発生している債権を行使するか否かの裁量は原則としてないため、債権を理由もなく放置したり免除したりすることのないようにしなければなりません。

住民訴訟の可能性も見据えて適切な財産管理、公金支出等を心掛けましょう！

※1 租税や分担金など自治体の債権の賦課徴収を怠っている事実など

※2 判決原文は裁判所のホームページで見ることができます（<http://www.courts.go.jp/>）。

※3 4号請求と呼ばれるもので、現行の地方自治法では、地方公共団体の損害等の原因者に対して損害賠償等の請求をするように、地方公共団体の長等に求める仕組みとなっています。